

さいたま市・岩槻市合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第13条第1項の規定によるさいたま市及び岩槻市(以下「両市」という。)の負担金並びにその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議(以下「会議」という。)において承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに両市の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定の予算を補正する必要がある場合は、補正予算を調製し、会議において承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は、別表のとおりとする。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから、協議会の出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務を行

うものとする。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(予算の流用等)

第 7 条 歳出予算の流用又は予備費の充用の手続については、さいたま市の例による。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度 2 月以内に協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、会議において承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算の承認を得たときは、当該決算の写しを両市の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、さいたま市の例による。

2 出納員は、出納に関する文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

別表（第4条関係）

歳入の款・項		歳出の款・項	
款	項	款	項
1 負担金	1 負担金	1 運営費	1 運営費
2 諸収入	1 諸収入	2 事業費	1 事業費